

[事案 26-149] 既払込保険料返還請求

・平成 27 年 9 月 25 日 和解成立

<事案の概要>

募集人のアドバイスにより、入院から 2 年経過後に入院給付金を請求したところ、責任開始期前発症として不支払いとなったことを理由に、既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 12 月に契約した医療保険等について、以下の理由により、疾病入院給付金が支払われないということには納得できないので、既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 責任開始期前にニキビと診断されたが、主治医は「ニキビ」と入院の原因である「急性汎発性膿疱性細菌疹」（以下、「本件傷病」という）とは因果関係がないと言っている。
- (2) 本件傷病で入院した日に、自分の親である募集人が、入院の事実を所属する支部の支部長に報告したところ、給付金は 2 年経過してから請求した方が良い旨を告げられ、自分は入院給付金が支払われるものと考え、2 年間保険料を支払い続け請求したが、責任開始期前発症として不支払いとなった。

<保険会社の主張>

申立人が請求した入院給付金（約款では、「責任開始期以後に発病した疾病を直接の原因とする入院であること」が要件とされている）は、本件傷病が責任開始期前に発症しているため支払うことはできず、また、申立人が主張するような、2 年間請求しないようなアドバイスを支部長が募集人にした事実は存在しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、保険会社が申立人の疾病を責任開始期前発症と判断したことの妥当性を把握するため、独自に第三者の専門医の意見を求め、次に、募集人の説明方法・内容に不適切な点があったかどうかなど入院時の状況、募集人から支部長に対する問合せの有無および回答内容、保険会社による事後説明の内容を把握するため、申立人、募集人および保険会社の支部長に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、既払込保険料の返還は認められないが、以下のとおり、募集人の行為に不適切な点が認められるので、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 募集人と申立人とは親子であるが、親子でも、募集人に、契約者に対して契約の内容について十分な説明をする義務があることは当然で、募集人は、契約者に契約内容を十分に理解してもらったうえで契約をすべきである。一般に、募集人は責任開始期前に発症した疾病については給付金が支払われないことを、口頭で告げなければならないわけではないが、本件では、募集人は申立人と親子であり、申立人（被保険者）の身体状況を良く知り、大学病院を受診しようとしていたことも知っていたのであるから、責任開始期前に発症した疾病には給付金が支払われないことを説明する必要がある。

(2)募集人は、責任開始期前に発症した疾病に対して、約款上、給付金請求ができないことを理解しているとは認められず、募集時においても、この点について十分な説明がなされなかったと推測され、事情聴取でも募集人は申立人に説明していないことを認めているように、本件では、募集時の説明が適切になされたものとは認められない。